	、	平成29年度第2回		
会議名称		杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録		
E	時	平成29年7月25日(火) 14時00分から16時20分まで		
場	所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)		
		長谷川会長、阿部委員、石川委員、井上委員、斎藤委員、鹿野委員、柴田委員、		
	委 員	三田委員、山﨑委員、横山委員、吉田委員、今井委員、太田委員、大槻委員、新		
出		城委員、富田委員、佐藤委員、新保委員、水町委員、渡邉委員		
席	実施機関	塩畑納税課長、清水高齢者在宅支援課長、武田区民課長、大澤子育て支援課長、		
者		武井防災課長		
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、		
		馬場情報政策課長		
傍	夢 聴 者	0名		
#I		・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会[制度概要・関係例規]		
配布資料	事前	・資料2 平成29年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録		
		・資料3 平成29年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項		
	当 日	・委員名簿		
什		・会議次第		

## 【会議内容】

- 1 平成29年度第1回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第8号	平成28年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第9号	平成28年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第 10 号	平成28年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第 11 号	平成28年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承
諮問第1号	納付センターに関する業務の外部委託について(追加)	決 定
諮問第2号	高齢者生活支援サービスに関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第 12 号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について (追加)	報告了承
報告第 13 号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律」による情報連携のための外部結合を行う業務と対象 の特定個人情報の自治体中間サーバーへの記録について	報告了承
一般報告	口座振替依頼書の誤送付について	報告了承
一般報告	感震ブレーカー設置委託リスト及び家具転倒防止器具取付調査書 兼実施計画書の紛失について	報告了承

## 情報·法務担当部長

本日は大変暑い中、また御多用の中、当審議会へ御出席いただきましてありがとうございます。定刻より少し早いのですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから平成29年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日の審議会ですけれども、任期満了に伴います委員の改選後、初めての会合ですので、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。情報・法務担当部長の牧島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元にお配りをしております会議の次第に基づきまして進めさせていただきます。次第2、委嘱状の伝達、区長挨拶でございます。改めまして、皆様には大変お忙しい中にもかかわらず、今期の委員をお引き受けくださいまして、厚く御礼申し上げます。皆様にお渡しいたします委嘱状につきましては、既に席上に御配布してございますので、恐縮ですが、お名前等を御確認いただければと存じます。なお、このたびの委嘱に当たりましては、区長の田中から御挨拶をさせていただく予定でございましたけれども、急きょ所用が入りましたので、誠に恐縮でございますけれども、私から一言御挨拶をさせていただきます。

杉並区には審議会という名前の付く様々な附属機関がございますけれども、その中でもこの杉並区情報公開・個人情報保護審議会は、昭和 62 年に設置されました歴史のある審議会でございまして、今年で 30 年目ということになります。この間、杉並区の情報公開制度、あるいは個人情報保護制度の適正な運用について御審議いただいてまいりました。そしてその間に多くの貴重な御意見、あるいは御指摘を賜りまして、その都度様々な施策に反映してまいったところでございます。

さて、昨今の情報政策や情報セキュリティを巡る状況ですけれども、全国のレベルで申し上げますと、個人情報保護法が改正され、5月末に施行となりました。また個人番号制度におきましては、今月の18日からは、情報提供ネットワークシステムの運用が始まってございます。杉並区でも、今後の情報化を進めるための新たな指針と、それを具体化するための計画を策定したところでございます。また他方ではサイバー攻撃などの情報漏えいのリスクの高まりなど、情報を取り巻く環境は様々な面で変化をしているところでございます。こうした中にありまして、区政は区が管理する情報、取り分け個人情報の保護につきましては、最大限の配慮を行い、適正かつ厳格な運用に努めているところでございまして、この姿勢は今後とも変わるところはございません。委員の皆様におかれましては、こうした区の姿勢を御理解の上、様々な御意見やお知恵を頂戴させていただければ幸いでございます。任期は2年となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第の3、審議会委員の皆様の自己紹介と事務局職員の紹介に移ります。今期の委員の皆様に簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は小林委員から、都合により欠席するとの連絡を事前に頂いております。また阿部委員からは少し遅れる旨の連絡がございました。それでは、席上の御配布しております委員名簿の順に、自己紹介をお願いいたします。

委員

各委員から自己紹介

情報·法務担当部長

皆様どうもありがとうございました。続きまして、事務局の職員につきまし

	て御紹介をさせていただきます。私、情報・法務担当部長の牧島でございます。	
事務局職員	事務局職員から自己紹介	
情報·法務担当部長	続きまして、次第4、会長及び会長職務代理の選出に移ります。会長の選出	
	は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項に、会長は委員の	
	互選による旨定められておりますけれども、いかがいたしましょうか。御意見	
	等がございましたら、よろしくお願い申し上げます。	
委員	長谷川委員を推薦したいと思います。自己紹介を聞いていまして、法律知識	
	が豊富であろうかと思うこと、また、改選前、前回までの審議会におきまして	
	は、会長職務代理を務められたことから、当審議会への見識はおありかと思い、	
	会長には適任かと存じます。よろしくお願いいたします。	
情報·法務担当部長	ありがとうございます。ただいま長谷川委員を会長にとの御意見でございま	
	すけれども、皆様はいかがでしょうか。	
	(異議なし)	
情報·法務担当部長	ありがとうございます。それでは、長谷川委員が会長に選出をされましたの	
	で、長谷川委員にこれからの進行をお願いいたしたいと思います。長谷川委員、	
	会長席にお移りいただきまして、御挨拶をお願いできればと存じます。	
会長	ただいま会長に御選任いただきました、長谷川武弘でございます。よろしく	
	お願いいたします。経験豊富というような御推薦のお言葉を頂きましたけれど	
	も、私はこの審議会には4年前から参加しておりまして、まだ右も左もわから	
	ない程度しか知識はありませんけれども、弁護士をやっておりますので、法律	
	的な問題についてある程度お話ができるかというように思っております。何と	
	ぞよろしくお願いいたします。	
	引き続きまして、会長職務代理の選出でございます。会長職務代理は会長に	
	事故があるとき、代わりを務めさせていただく方でございまして、審議会条例	
	第4条第3項によりまして、会長が指名することになっております。したがい	
	まして私から指名をさせていただきます。つきましては、区の事情にも通じて	
	おられる新保委員にお願いしようと思いますので、どうぞよろしくお願いいた	
	します。それでは、新保委員、職務代理の席にお移りいただきたいと思います。	
	よろしくお願いいたします。	
職務代理	職務代理を仰せ付かりました慶應義塾大学の新保と申します。どうぞよろし	
	くお願いいたします。	
会長	次に、次第5に移ります。資料1、審議会の所掌事項等について、事務局か	
	ら御説明をお願いしたいと思います。	
審議会の所掌事項等について		
情報政策課長	審議会の所掌事項等について説明する。	
会長	ただいまの事務局からの御説明について何か御質問はございませんか。特に	
	御質問はないようですので、次第6に移ります。審議会条例第7条の2第1項	
	に基づき設置された部会について、事務局から御説明をお願いします。	
情報政策課長	事務局から部会の設置について、改めて御説明申し上げます。審議会条例第	
	7条の2第1項に基づいて設置された部会として、これまで「杉並区特定個人	
	情報保護評価第三者点検部会」及び「杉並区住民基本台帳ネットワークシステ	

ム運用監視部会」がございます。これら部会の所掌に該当する事項につきましては、引き続き部会にて事前に御審議いただきまして、その結果を踏まえ審議会にて答申を頂きたいと存じます。また平成29年7月18日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されました。情報提供ネットワークシステムの運用につきましては、総務省作成の情報提供ネットワーク接続運用規程に準拠することとされておりますことから、杉並区においても、本規程を基に運用を行ってまいります。そのため今後、自治体が運用管理する範囲の運用が適正であるかの監視が必要になると考えております。監視に当たりましては、情報セキュリティの専門的な知識に基づいて、適正な運用であることを確認していただき、あらかじめ部会にて御審議いただきたいと考えております。なお、部会設置に当たっては、これまでの「住民基本台帳ネットワークシステム運用監視部会」の所掌に、情報提供ネットワークシステムの運用監視を追加し、1つの部会としていただきたいと考えております。

会長

ただいま事務局から御説明がありましたが、諮問の内容によっては検討に時 間がかかるもの、又は専門的な知見を必要とするものもございます。そうした 案件につきましてはその場で答申を行わずに、審議会と審議会の間で専門の部 会を開いて時間をかけて検討し、その結果を受けて、改めて審議し、結論を出 すという方法を取ってきております。事務局からの説明によりますと、第三者 点検部会については、これまでどおりの運用として、情報提供ネットワークの 運用監視については、当審議会において住民基本台帳ネットワークと同様に、 運用監視を行ってもらいたいと。また住民基本台帳ネットワークと情報提供ネ ットワークを統合した部会を設置してもらいたいとのことですが、御意見、御 質問はございますか。特になさそうですので、事務局から御説明のありました とおり、審議会の部会として、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」 と「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステ ム運用監視部会」を設置することとしたいと思いますけれども、いかがでしょ うか。特に異議もないようですので、設置するということにしたいと思います。 続きまして、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「杉並区住 民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部 会」の部会長及び部会の委員について、こちらは審議会条例第7条の2第2項 に基づき、会長が指名することとなっております。ということですので、私か ら指名させていただきます。まず第三者部会の委員ですが、引き続き、佐藤委 員、新保委員、水町委員、渡邉委員、それと私の5名で部会を構成したいと思 います。部会長につきましては、これまで部会長を務められました新保委員が 会長職務代理になられましたので、マイナンバー制度に精通されておられる水

続いて、住基ネット・情報提供ネットワーク運用監視部会の委員ですが、これまで3名で構成しておりましたけれども、部会の所掌範囲が拡大となるため、私のほかに水町委員、渡邉委員にも参加していただき、第三者点検部会と同じく5名で構成したいと思います。部会長については、引き続き、佐藤委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に次第の7に移ります。会議録の作成方法等です。本日の審議の進め方で

町委員を部会長に指名したいと思います。

	すが、まず、お配りしてあります次第にあるように、前回の会議録の確定を行
	いたいと思います。次に報告・諮問事項の審議をしてまいりたいと思いますの
	で、よろしくお願いいたします。まず、会議録の方法と第1回会議録について、
	事務局から御説明をお願いいたします。
情報政策課長	会議録の作成方法について説明する。
会長	ただいまの御説明について、何か御質問等ありますか。今の御説明のとおり、
	従前どおりの会議録の作成方法でよろしいでしょうか。 ありがとうございます。 
	今の説明にありましたとおり、名前の入った会議録がお手元にあると思います
	けれども、これについて事務局から修正、補足等があれば、それをまず伺いま 
	す。
情報政策課長	特段ございませんので、御確認をお願いいたします。
会長	特段修正や補足はないということですので、お配りされましたこの会議録に
	ついて、これで確定してよろしいかどうか、それをお諮りしたいと思います。
	特にございませんか。ありがとうございます。このまま確定といたします。正
	式には委員の名前のないものが後ほど配られると思いますので、よろしくお願
	いいたします。
	次に、次第8に移ります。資料3の、「第2回杉並区情報公開・個人情報保護
	審議会報告・諮問事項」が配布されていると思います。これについて、まず、
	情報・法務担当部長から、諮問文を読み上げていただきます。
情報·法務担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	ただいま、情報・法務担当部長から諮問をお受けしました。ところで、当審
	議会では、審議の進め方について従来からルールと言えるものがございますの
	で、委員の皆様方に是非御協力を頂きたいと思います。御協力をお願いしたい
	事項は3つございます。まず、第1に、諮問については、質問と意見を分けて
	審議をするということです。質問と意見が交じりますと整理がつきませんので、
	当審議会の意思を明確にするためにはっきりと分けて行っております。御質問
	は御自分だけが理解するためではなく、ほかの委員にもその問題点を共有して
	いただけるように、明確にわかりやすく、広い視点からお願いしたいと思いま
	す。そして、質問が出尽くしたと思われるところで、また議事進行の都合によ
	り質問を打ち切らせていただきます。その後は御意見を頂戴することになりま
	す。このようなやり方で進めたいと思います。
	また、第2に、諮問に対する意見の内容についてです。当審議会では区で予
	定されている事業について、個人情報保護の観点から適正であるかどうかにつ
	いて承認、あるいは不承認とするか、区長から意見を聞かれております。御意
	見は、例えば諮問事項について承認する場合に、こういう条件でやってもらい
	たいというようなことを付けたり、あるいは不承認の場合は、その理由を述べ
	ていただきたいと思います。御意見を頂戴した後は、審議会条例第6条第2項
	の規定に基づきまして、出席委員の過半数で決めます。可否同数のときは会長
	が決めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。また、先ほ
	どのとおり、当審議会では、その事業が個人情報保護の観点から適正であるか
	どうか、について意見を聞かれております。したがいまして、その事業は効果

がないからやめたほうがいいであるとか、その事業をやるためにはこういう考え方のほうが良いというような意見を頂く場合が、他の審議会では見受けられるということのようですけれども、このような御意見は御遠慮いただきたいと思います。当審議会としましては、諮問を受けておりませんので、この点どうぞよろしくお願いいたします。

第3に発言の際の留意事項です。これは会議録をきちんと作成するために大事なことですが、大変恐縮ですが、まず挙手をしていただきまして、私から指名されてから発言するようにお願いしたいと思います。会長の指名を受けないまま複数の方が同時に発言をされたり、その内容によって議論に熱が入り、会長に無断でキャッチボールをするようなことがあっては記録が取れません。そのような不明瞭な話し方をしないようにお願いいたします。説明に応ずる実施機関、事務局の方は説明を急ぐあまり、このようなことが見受けられますけれども、特にそういうやり取りをしないようにお願いをいたします。

それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従いまして、審議をしていきたいと思います。初めに、報告第8号から報告第11号について、事務局から御説明をお願いいたします。

	務向から仰説明をわ願いいたしよす。	
報告第8号~第11号		
情報政策課長	報告第8号、報告第9号について説明する。	
情報システム担当	報告第 10 号について説明する。	
課長		
情報政策課長	報告第 11 号について説明する。	
会長	ただいまの報告第8号から第 11 号までの説明について御質問はありません	
	か。	
委員	報告第8号の情報公開制度の実施状況について少しお聞きしたいと思いま	
	す。情報公開制度の請求が来てから可否の決定までの手順を具体的に教えてく	
	ださい。	
情報政策課長	杉並区情報公開条例に基づいて情報公開請求がありますと、情報を特定し、	
	所管課に対して特定した情報の提出を依頼します。提出のあった情報から、個	
	人情報を中心とした不開示情報をマスキングし、複写して請求者にお出しする	
	という手順になっております。基本的には2週間で公開決定をするのが原則で	
	すが、情報の量、またその可否決定の難易度によっては延長をしております。	
委員	その手順の中で、情報の不開示若しくは存否の応答拒否を判断するのは、そ	
	の情報を持っている部署で行うのですか。それとも、別の部署でその情報を見	
	て判断をされるのですか。	
情報政策課長	基本的には実施機関で第一次的な判断をしております。その後、場合によっ	
	ては実施機関と判断が異なることもありますが、情報政策課で杉並区情報公開	
	条例にのっとって最終的な判断を行っております。	
委員	こういう質問をしているのは、昨今、国でも防衛省や文科省で情報の隠ぺい	
	ではないかといわれるような問題や、内部告発的な内容、その部署として区民	
	に知られてはまずい、有権者に知られてはまずいような情報を隠してしまうと	
	いう体質が取り上げられているからです。そういった状況が区で発生しないか	

	どうかというのは、どのように保障されているのか確認させてください。
情報政策課長	目的に記載のとおり、区民の知る権利を保障しまして公正で開かれた区政の
	進展を図るということですので、情報政策課としては、全ての該当する情報の
	提示を求めまして、基本的には公開を原則として、条例にのっとって非公開に
	しなければいけない部分だけは非公開にするという対応をしております。
委員	情報政策課としてはそういう姿勢であるべきだと思うのですが、例えば所管
	部署のほうで、最初にその情報自体を情報政策課に提示しない可能性も出てく
	るわけですよね。
情報政策課長	基本的には同じ職員というか、私どもも異動によっていろいろな部署を動い
	ていまして、どのような情報があるかというのは大体想定できますので、基本
	的には全ての情報を出していただくという原則で対応しております。
委員	例えば6ページのNo.157と 158、これは情報公開請求の内容及び処理状況の 5
	枚目ですが、請求内容としては、「高円寺地域小中一貫教育校の校舎が4階建か
	ら6階建に変更された理由・経緯がわかる文書」というもので、これが区長宛
	てと教育委員会宛てに請求が出されているのです。決定区分は「不存在」とい
	う形で非公開になっているのですが、こういった経緯がわかる文書は、私たち
	一般区民からすると通常残っていて当たり前だと思っています。それが不存在
	というのはおかしくないかと思ってしまうのです。この高円寺中学校の建て替
	えの経緯はいろいろあるのでそちらの問題ではなく、この情報が本当に不存在
	だったのかどうなのか、疑問がこれを見ただけでもあるのですが、どのように
	判断されているのでしょうか。
情報・法務担当部長	個別の案件については、ただいま詳細な資料がありませんので、具体的な経
	緯というかそれを申し上げることはございませんが、基本的には不存在という
	ことで、実施機関のほうでは管理していないということで決定したということ
	だと思います。この情報公開制度は、あくまでも請求者と実施機関との関係で
	すので、請求者が請求内容に対して、実施機関の決定ということで満足される
	かどうかだと思います。それに対して、もし御異議というか、不服があればき
	ちんと審査請求制度を教示して御案内しておりますので、そちらのほうできち
	んと権利保障はなされるという仕組みになっております。
委員	この報告だけからどこが良い、どこが悪いとかという部分で指摘をするつも
	りはないのですが、情報公開制度は区民の権利を守るために作られているとこ
	ろで、区としてもその意味を把握されて区民に対する情報公開をしっかりとや
	っていただきたいという思いがありまして、質問をさせていただきました。
会長	今、部長から説明がありましたように、この処理について不服があればそれ
	なりの救済手段があるということですので、そこまではこの審議会では突っ込
	めない話ですので御了承いただきたいと思います。第8号から第11号までの報
	告事項について、ほかに御質問ございますか。
委員	報告第11号について質問があります。利用課60課の所に「学校は1課とす
	る」と記されております。24ページの業務の289以降、学校と書かれているの
	がその1課かと思うのですが、括弧書きの中で「庶務課学校ICT推進担当」
	と記されております。学校と庶務課を分ける必要を教えていただけますでしょ

	うか。
情報政策課長	学校のほうでは独自のシステムを入れております。庶務課だけで単体で運用
	しているものと、学校をネットワークとして運営しているもの、また単体の学
	校でネットワークを組んでいるもの、そういったものがありますので、こうい
	った分けにしております。
会長	ほかに御質問ございますか。特にないようでしたら、報告第8号から報告第
	11 号まで了承としたいと思います。
	それでは諮問第1号、第2号に移ります。事務局から説明をお願いします。
	諮問第1号、第2号
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいま諮問第1号、第2号について説明を頂きましたが、御質問のある方
	はどうぞ。
委員	諮問第1号、訪問の追加ということです。これはあくまでも滞納者のみとい
	うことでよろしいでしょうか。
納税課長	滞納している方の訪問ということになります。
委員	今回、これまで電話だけで行っていたものを訪問という形にされるという拡
	大になるのですが、滞納されている方だけということで、しかもこの中には電
	話をかけてもつながらない人、文書を送っても応答がない人となっていますが、
	この「など」の中にはどういう人たちを想定されているのでしょうか。
納税課長	そもそも電話番号のわからない方、電話番号がわかっても電話をかけて御不
	在の方、催告書等を送っても何ら連絡がない方、そういう方たちに対して訪問
	を行っていきたいと考えているところです。
委員	これまで電話をかけて、あるいは文書を送って応答があった人たちは、その
	対象から外れると受け止めてよろしいのでしょうか。
納税課長	今の段階でそういう方たちも一緒にとは思ってはおりません。ただ、やって
	いく中で余裕があれば、御訪問するということもあるかと思っております。
委員	これまでも区の職員が直接訪問することもあったかと思うのですが、訪問す
	る際に守るべきプライバシーもあると思います。やはり区の職員が訪問された
	ということで、地域ではいろいろなうわさになったりすることも懸念材料なの
	ですが、これまで区の職員がやってきたことの経験に基づく留意点とか、ある
	いは教訓はどのように今後伝えられていくのでしょうか。
納税課長	今まで私どもが経験してきたことについては、適切に事業者には引継ぎをし
	ておきたいと考えております。現在、納付センターで電話をかけている業務を
	担っている事業者ですので、今までも滞納に関するプライバシーの保護につい
	ては、詳しく周知が行き届いていると思っておりますが、業務を行うに当たり
	ましては、なお一層丁寧に引継ぎをしていきたいと考えております。
委員	公権力の行使につながることかと思って、当初、私は大変危惧しました。た
	だ、いろいろ調べてみますと、法令上はこの訪問については一応できるという
	考え方もあるようで、23区でも、少ないですが行っている所もあることもわか
	りました。ただ、これまでの窓口業務とは違って、やはり訪問する対象の名簿
	や、あるいは情報を持って行くわけですよね。その点では、また業務効率を上

	げるためにということで、持ち出す情報を増やすこともあるかと思いますが、
	その点ではやはり個人情報の漏えいが大変危惧されると思うのです。その点に
	ついてはどのような措置が講じられるのか確認をしておきます。
納税課長	個人情報の紛失が非常に怖いと思っておりますので、セキュリティを万全に
	していきたいと考えております。現時点では、個人情報はペーパーで持ち出す
	予定ですが、当日訪問する件数のみ出力してケースに入れます。ケースはかば
	んとつなげて括り付けておくようにします。かばんはたすきがけにし、体の一
	部分とチェーンでつなぐことを考えております。置き忘れということがないよ
	うに万全を期していきたいと考えております。
委員	資料の中では、これからの当該年度に 5,000 人以上の訪問を目指すことも書
	かれていますが、どういう形で訪問が実施されるのか、少し懸念を持っている
	のです。訪問対象者は先ほどおっしゃっていた方々だと思うのですが、今日は
	どこを回るとか、どういう人たちを対象にするといった判断があると思います。
	今回は住民税の納税についてですが、場合によっては国保の滞納と重なってい
	る方々もいらっしゃいます。そういった情報はどこまで委託業者に渡されてい
	て、対象を回る判断と言いますか、基準、これはどこが判断してお願いするの
	かを確認させてください。
納税課長	今年度は納税の部分だけで行いたいと考えております。今日どこを回ろうか
	という判断は事業者でやってもらう形にはなりますが、そもそもどこの 5,000
	人を対象にするかは、私ども納税課で戦略的に考えていきたいと思っておりま
	す。例えば、今年度は金額が幾らから幾らまでの滞納があって、なおかつ年度
	としては比較的滞納になってから年数の浅い者をターゲットにするとか、年度
	によっては回収不能な方に対象を絞るといった形で、納税課がきちんと戦略的
	に考えた者をターゲットとして事業者に指示します。その後の、今日は阿佐ヶ
	谷地区を回る、今日は高円寺地区を回るという判断は事業者のほうでやるよう
	に考えております。
委員	区の職員でもなかなかできなかった課題だと私は受け止めているのです。家
	族間にもいろいろな関係があって、今回渡される個人情報の中には性別の記載
	などもあって、多分、訪問された方は御本人確認を当事者にする、状況を見て、
	お姿を見て確認されることもあるのだろうと思うのです。性別の関係で、LG
	BTの課題がずっとこの杉並区情報公開・個人情報保護審議会の中でも委員か
	らいろいろ提案もあったと思うのですが、性別等に当たらないという方もいら
	   っしゃるので、どのように御本人と判断されるのかというのが 1 点。
	それから、先ほど申し上げたように家族間にもいろいろ事情があったりして、
	本当に本人なのかどうかの確認をどのようにされるのかということ。家族によ
	っては、なぜ来たのですかという質問をします。そのときに、税金を払ってい
	ないという事実がほかの家族に知れ渡ること、それから、集合住宅では、マン
	ションなどは簡単には入れない所があって、入ろうとしても管理人が、どこか
	ら来たのかを確認すると思います。そこでも、やはり知られたくない個人情報
	が場合によっては漏れてしまうことも懸念しています。それにどのように対応
	されるのか、配慮されるのかを確認させてください。
	Ставан такий ставан ста

納税課長	LGBTかどうかという問題の前に、必ず御本人様とやり取りをするときに
11110000000	は確認をさせていただいておりますので、何々様御本人様ですかということで
	お話をするのは大前提だと考えております。御家族の方が出てきた場合、御本
	人がいらっしゃらないような場合については、私どもは差し置きの文書を考え
	ていますが、差し置きの文書そのものを手渡すのではなくて、それはきちんと
	封筒に入れて内容がわからないようにして、御本人様にお渡しくださいという
	ことで封をしたものをお渡しします。また、御不在のお宅についても、区役所
	の職員が納税をしていただくために尋ねてきたことがわかるものを差し置き文
	書としますが、それについても、封筒に入れて御本人以外が開けることがない
<b>禾</b> 早	ようにして置いてくるつもりです。
委員	管理人がそこに来られた業者に対して確認をするときに、どういう応対をす スのですな、4のスのですな
Λ.Τ. 4.⊼ =m Ε.	るのですか、名のるのですか。
納税課長	管理人にわざわざ開けてもらわなければいけないようなマンションの場合に
	は、御本人のお部屋番号のボタンを押して在宅確認をし、いらっしゃらなけれ
	ば差し置きになるかと思います。ただ、不審がられて管理人さんに聞かれるよ
	うな場合もあるかと思いますので、その際には杉並区役所だということは名の
	ることになるかと思っています。
委員	最後に回る体制です。本当に地域の人たちは、知らない方が尋ねて来るだけ
	でいろいろ注目も浴びたりするのです。当初はどういう人数体制で回ることを
	予定されているのか確認をしておきます。 
納税課長	大切な個人情報を持って訪問という形になりますので、当初、慣れるまでの 
	間は、2人の体制で訪問に伺うことにしたいと考えております。慣れて安全性
	等が確認できれば、1人の訪問に移していきたいと考えております。
委員	納付センターに関する業務について、私も質問させていただきます。まず、
	納付センターは外部委託しているということで、電話で対応されているという
	ことなのですが、納付センターというのは、現在何名体制となっていて、今後、
	訪問を始めるとなったら何名ぐらい増やすのか、教えてください。
納税課長	現在は業務責任者2名、オペレーター兼副業務責任者1名、オペレーター15
	名、合計 18 名でやっております。訪問ですけれども、先ほどお話したとおり、
	2人の体制と考えておりますので、2人×チーム数ということで、何チーム組
	むかというところについて、人員を別個に用意してもらうつもりです。
委員	その訪問のチーム数というのは、何チーム想定しているのでしょうか。
納税課長	最終的には5チームぐらい回らせたいと思っておりますが、1人で回るとき
	に5チームと考えておりますので、当初は3チーム程度になるかと思っており
	ます。
委員	現状 18 名体制から 5 名増えて 23 名の体制になるというところですね。今、
	この納付センターは、委託している事業者の事務所というのは、庁舎内ではな
	くて庁舎外にあるのですか。
納税課長	現在、委託している事業者の電話をするスペースということでよろしいです
	か。それは納税課の中に囲ったスペースを用意しております。
委員	今後、訪問するとなると民間の事業者でも最初に朝の打合せをして、そこか

	T
	ら今日はどこどこに行きますと上司に報告して、スタートしていくわけですけ
	れども、そういう事業所というのも、区役所の庁舎内になるのですか。
納税課長	同じスペースを使ってまいりたいと考えております。
委員	そういう意味では、区役所内で情報が管理されると認識してよいのですね。
納税課長	はい、そのとおりです。
委員	26 ページの外部委託記録票の中では、「複写及び複製の禁止」という形の項
	目があります。今までのように電話をかけるだけであれば、パソコンの情報か
	ら電話をかけて、内容を打ち込んでという形になると思うのですが、今後はペ
	ーパーで打ち出すとおっしゃっておりまして、このペーパーで打ち出すという
	ことが、複写及び複製にあたるのか、その辺の判断はいかがでしょうか。
納税課長	必要なものについては、複写複製とは考えておりません。持ち出したものに
	ついて複写複製を取られないように、制限をかけようと考えております。
情報政策課長	その複写複製の禁止なのですが、基本的には区から委託された場合、区の承
	諾なしに複写複製を行うことを禁止しているものですから、あらかじめ委託の
	中に含まれている場合は、複写も複製もできるということです。
委員	ペーパーで打ち出したものについて、持ち出すときはケースに入れてという
	ことですが、持ち出す前、若しくは持ち帰ってきたとき、近くにコピー機があ
	ったらそこでコピーをする、若しくは携帯電話があったら、写真を撮り、複写
	複製ができてしまう可能性があると思うのですが、事業スペースの中でそうい
	ったことを制限するようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。
納税課長	今、納税課内にある電話のスペースの中に入る際には、携帯電話等が持ち込
	まれないように、そのスペースの外側にロッカー、それから洋服を置くような
	スペースなどを用意しております。中にはそういう機械が何も持ち込めないよ
	うになっておりますので、大丈夫だと考えております。
委員	例えば、その電話のスペースにコピー機があってということなどは大丈夫な
	のでしょうか。
納税課長	コピーにつきましても、納税課内にあるコピー機を使わせています。その執
	務室内にコピーは用意しておりません。
委員	了解いたしました。次に、諮問第2号の高齢者生活支援サービスに関する業
	務について、少しだけ確認したいと思います。ICTを活用して高齢者の方々
	の安否確認などをやっていくということですが、現在、実施している高齢者緊
	急通報システムの安心センサーや、高齢者安心コールなど、安否確認をするに
	は、そういう制度というかシステムがあるのですけれども、わざわざこれを付
	けることによって、何が変わるのかなと思いました。
高齢者在宅支援	今の見守りではお互いに顔が見える状況というのが、訪問する以外ありませ
課長	んので、そういった意味でテレビ電話、若しくはスマホやタブレットを活用し
	たいと考えています。今まで訪問が高齢者にとって負担になっていた部分もあ
	ろうかと思いますので、どういったところが負担なのか、あるいは、そうでは
	ないといったことを、テレビ電話等を利用して、分析しようと考えております。
委員	今回の外部委託については、機器の提供・設置、通信環境の提供ということ
	で、いわゆるICT環境を整えるための業者が外部委託を受けるというところ

	で、実際に高齢者の方々と日常的にやり取りするのは、ケア 24 の方々という認
	識でいいのでしょうか。
高齢者在宅支援	委員がおっしゃるとおりです。
課長	
委員	この機器などの貸与ですけれども、有償でしょうか、無償でしょうか。
高齢者在宅支援	モデル事業ですので、無償で考えています。
課長	
委員	ケア 24 ごとの 3 人というので計 15 人、これはどうやって選ぶのですか。
高齢者在宅支援	まずは希望をとるという形で、このモデル事業のデモを少し見ていただいて、
課長	活用方法など興味がわく部分を、お示ししようとは思っています。ただ、なか
	なか手が挙がらないことや、対象のモニターの高齢者がいらっしゃらないとい
	うことも考えられますので、そういったときにはご協力をお願いすることにな
	るかもしれません。高齢化率の高い地域、少し見守りが心配な地域という部分
	を選択して、事業に参加していただくことができればと考えております。
委員	地域包括ケアの文言もあるのですけれども、これは介護保険や新しい総合事
	業とか、そういう位置付けになるのでしょうか。これは完全に新しいモデル事
	業ですよね。
高齢者在宅支援	特にそういった事業としては捉えてはいないのですが、いわゆる見守り事業
課長	の1つと考えて、進めていきたいと考えています。
委員	そうすると、今後これは検証しつつ発展させよう、推進しようという方向性
	ということですか。
高齢者在宅支援	委員がおっしゃるとおりで、今後、検証によってどう広げていくか、どこに
課長	効果があるのかというところを見極めて、進めていければと思っております。
委員	高齢者ですけれども、障害のある高齢者は対象に入りますか。
高齢者在宅支援	該当としては 75 歳以上と、先ほど説明があった対象者という形でありますの
課長	で、入ると考えておりますが、今回、大変申し訳ないのですけれどもモデル事
	業ということで、いろいろな意味で検証も含めて、回答が得られるというとこ
	ろも少し考えていきたいと思います。そういった検証の効果や回答ということ
	で、できる方であれば、該当していくかなとは考えております。
委員	それは介護している方が、この方にそういうモニターが適しているのではな
	いか、付けてほしいという申入れができるようであれば。本人1人が対象にな
	るわけですよね、介護者がいる場合は対象にはならないのでしょうか。
高齢者在宅支援	そうですね、できれば1対1でうまく話ができればと思いますが、当然高齢
課長	者同士でお住まいの方や、介護を受けている高齢者の方で、ケア 24 のほうが、
	「この方は適している」ということであれば、そういった方も対象にできるか
	と考えております。
会長	ほかに御質問はありますか。なければ質問は打ち切らせていただきます。御
	意見のある方はどうぞ。
委員	諮問第1号の納付センターに関する業務についてですけれども、そもそもこ
	の納付センターについて、外部委託をするということ自体が個人情報のリスク
	を高めるということで、従前よりかなり私は問題があるかなと考えております。

	T
	そもそも区役所という個人情報を受け持っている事業主体から、外部委託をし
	て、その事業主体からどんどん離れれば離れるほど、情報漏えいのリスクは高
	くなります。納付センターのあり方自体、さらに訪問をしていく、情報を外に
	持ち出すというところで、今回この納付センターに関する業務、諮問第1号に
	ついては、承認はできないという立場を取らせていただきたいと思います。
	高齢者生活支援サービスに関する業務につきましては、今回新たなモデル事
	   業で検証を兼ねてということで、個人情報についても機器の提供の部分であり
	  ますので、その取扱いには重々慎重になっていただいて、今回は承認とさせて
	いただきたいと思います。
	不承認とさせていただいた納付センターに関する業務についてですけれど
	も、このままきっと多数決で承認され、制度が進むと思うので、その際は紛失
	にだけは十分気を付けていただきたいということを、要望として付けさせてい
	ただきたいと思います。
 委員	この諮問第1号につきましては、私も不承認とさせていただきます。庁舎外
メバ	に資料を持ち出す、しかも業務委託であるということの関係から、やはり情報
	漏えいの危険性、また訪問される側の、訪問されることで知られてしまう情報
	のリスク、その点で大変私は懸念があり、慎重に対応するべきだと思っていま
	す。その点では、まだまだ検証の余地もあると感じてはいるのですが、今回の
<b>4.</b> D	諮問については、先ほど申し上げましたように、不承認とさせていただきます。
委員	諮問第1号についてです。先ほど滞納者に限定ということで御回答いただき
	ましたが、仮に訪問したときに、前日に納付していましたというケースも考え
	られるかと思います。その場合は滞納者ではありません。電話や文書等であれ
	ば問題ないかと思いますけれども、訪問ということは、非常に近隣の目から見
	られるというデリケートな問題かと思いますので、その滞納の定義、例えば催
	告書とか、そういったものを発行したという事実をもって考えるのかどうか。
	そういった委託の追加項目を、しっかりと明記なりしていただくことが必要だ
	と思います。意見を申し上げまして、私は承認とさせていただきます。
会長	ほかに御意見はありますか。
	(異議なし)
会長	以上の御意見を基にして、諮問第1号及び第2号については、決定とさせて
	いただきます。
	続きまして報告第 12 号、第 13 号について、御説明をお願いします。
	報告第 12 号、第 13 号
情報政策課長	報告第 12 号について説明する。
情報システム担当	報告第13号について説明する。
課長	
会長	ただいまの御説明について、御質問ありますか。特に御質問がないというこ
	とで、第 12 号及び第 13 号は了承とさせていただきます。
	諮問第3号、第4号
会長	続いて、諮問第3号及び第4号に移ります。こちらについては第1回審議会
	│ │で報告のありました、「平成 29 年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情

報提供ネットワークシステムに係る業務のセキュリティ運用計画」に基づのと認識しますが、何か補足説明はありますでしょうか。  区民課長  諮問第3号について、審議会にお願いしたい項目は昨年と同様ですが、補足させていただきます。総務省が提示するチェックリストに基づく自己の実施について、今回は平成29年6月23日までに自己点検の結果を東京報告する必要があったため、東京都へ既に回答済みの内容について、その性を諮問させていただきます。  諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。5155ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開れ、自治体等の機関間の情報連携及びマイナポータルのサービスが始まった。
区民課長 諮問第3号について、審議会にお願いしたい項目は昨年と同様ですが、 補足させていただきます。総務省が提示するチェックリストに基づく自己の実施について、今回は平成29年6月23日までに自己点検の結果を東京報告する必要があったため、東京都へ既に回答済みの内容について、その性を諮問させていただきます。 情報政策課長 諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。51 55ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
<ul> <li>補足させていただきます。総務省が提示するチェックリストに基づく自己の実施について、今回は平成29年6月23日までに自己点検の結果を東京報告する必要があったため、東京都へ既に回答済みの内容について、その性を諮問させていただきます。</li> <li>情報政策課長</li> <li>諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。5155ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開き</li> </ul>
の実施について、今回は平成29年6月23日までに自己点検の結果を東京報告する必要があったため、東京都へ既に回答済みの内容について、その性を諮問させていただきます。  情報政策課長  諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。51 55ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
報告する必要があったため、東京都へ既に回答済みの内容について、その性を諮問させていただきます。 情報政策課長 諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。51 55ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
性を諮問させていただきます。 情報政策課長 諮問第3号・第4号につきまして、概要を説明させていただきます。51 55ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
55ページを御覧ください。冒頭に審議会の所掌事務説明で申し上げたとお 専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
専門部会で御審議いただき、次回の審議会で答申を頂く案件となっておりま 7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
7月18日から、2にある情報提供ネットワークシステムの試行運用が開
れ、自治体等の機関間の情報連携及びマイナポータルのサービスが始まっ
ります。そのため、区が管理する中間サーバー接続端末等の情報セキュリ
の運用監視状況につきましても、住民基本台帳ネットワークと同様に、監
   必要が出てまいりましたので、今回、お諮りするものです。 1 の住民基本
ネットワークシステムにつきましては、区民課長より説明申し上げます。
区民課長 52ページの別紙1を御覧いただきたいと思います。先ほど申し上げたよう
審議会にお願いしたい項目は3つあり、昨年、住基ネット運用監視部会で
   議いただいた項目と同じです。1つ目は総務省が提示しているチェックリ
に基づく自己点検の実施についてですが、住基ネット等に関するチェック
として、約 130 の設問があり、区の対策状況等を年1回、回答しておりま
   今回は平成 29 年 6 月 23 日までに東京都へ回答した内容の妥当性を諮問さ
いただきます。
2つ目が住基ネット緊急対策会議と緊急時対応訓練の実施内容につい
す。訓練としては緊急時の連絡体制の確認等の訓練を行っております。こ
練内容等について、事前に点検をお願いします。
最後に、住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケートの実施
いてですが、住基ネット業務に従事している職員を対象にアンケートを行
セキュリティ対策の向上等を行っております。また、昨年度の審議会の意
反映し、今年度は無記名で実施する予定です。アンケートの内容について
に点検をお願いします。
情報政策課長 別紙2につきまして、私のほうから説明させていただきます。54、55ペ
を御覧ください。今回、諮問を行う事項は、1.(1)が総務省「情報提供ネ
ワーク接続運用規程」に定める「安全管理措置一覧及び自己点検表」に基
自己点検です。(2)が情報提供ネットワーク緊急時対応訓練、(3)が情報
ネットワーク安全措置実施状況等に関する職員アンケートです。各項目の
目的は、ほぼ住民基本台帳ネットワークシステムと同様であり、また内容
いても類似の内容ということで示しております。
会長 ただいまの御説明について、御質問のある方はいますか。
委員 今の諮問内容についてですが、住民基本台帳ネットワークのシステムに
ては、これを利用する部署について、従前から杉並区では、民間の第三者

	証制度であるISMS認証を取得していたと思うのですが、今回、情報提供ネ	
	ットワークのほうの利用部署についてISMS認証を取得することにしたのか	
	どうかということについて、もし決まっていればお知らせください。	
情報政策課長	情報提供ネットワークを使用する部署ということで、特定個人情報利用課が	
	対象になるのですが、新たに機器を設置するのは、今のところ福祉事務所3か	
	所となっております。情報提供ネットワークの範囲を含めてISMS認証を実	
	施するかどうかについては、今年度に検証して、来年度以降に対応していきた	
	いと考えております。やるかやらないかについては、まだ決定しておりません。	
会長	ほかに質問はありますか。本諮問につきましては、まずは細かくその適正さ	
	を確認すべきだと思います。住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネ	
	ットワークシステム運用監視部会において、事前の確認を行ってもらいたいと	
	思います。その内容を次回の第3回審議会におきまして部会のほうから御報告	
	を頂いて、それを受けて答申したいと考えております。なお、部会の運営につ	
	きましては、部会長となりました佐藤委員に一任したいと思いますので、よろ	
	しくお願いいたします。	
	それでは、事務局のほうで部会長と調整の上、部会を開催していただきたい	
	と思いますので、よろしくお願いいたします。	
会長	それでは、今日、御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで答申	
	をしていきたいと思います。これから事務局のほうで答申案文をお配りいたし	
	ます。その内容を御確認いただきたいと思います。	
会長	お手元に答申案が回ったと思いますが、この内容でよろしいかどうか、お聞	
	きします。この内容でよろしいでしょうか。	
	(異議なし)	
会長	ありがとうございます。それでは、答申文を情報・法務担当部長にお渡しし	
	たいと思います。	
会長	次に一般報告が2件あります。子育て支援課、高齢者在宅支援課からの説明	
	をお願いします。	
	一般報告	
	報告の前に一言おわびを申し上げます。この度の口座振替の誤送付について	
7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	は、区民の大変重要な個人情報を、他の区民にお送りするという重大な事案で	
	した。私どもも日夜業務に努めているところですが、こういう重大な案件が発	
	生してしまったことについては、心より反省しております。再発防止策を十分	
	に取りながら、事業主管課として対応するとともに、委託している事業者とも	
	連携、研修といったものを行いながら再発防止に努め、区民の信頼を回復する	
	ように努めてまいりたいと考えております。	
	案件について御報告いたします。56ページを御覧ください。口座振替依頼の	
	誤送付についてです。事案の概要です。平成29年5月26日金曜日、午後2時頃、スカス広ば光の時1条望光から、区の超光版の中に第三者の日本	
	頃、子育て応援券の有償券の購入希望者から、区の郵送物の中に第三者の口座	
	振替依頼書が混入しているということで、子育て支援課に連絡がありました。	
	混入していた口座振替依頼書は、購入費用を引き落とした口座の手続に不備が	

ある旨を通知するものであり、区が発送業務を委託している事業者にお願いをして、5月24日に郵送したものでした。委託事業者内では、区から送付される書類を、1件につき1つのクリアファイルにとじ込んで、書類の紛失・混入がないように管理していましたが、この案件についてはクリアファイルの中に2件の口座振替依頼書がとじ込まれ、そのまま郵送してしまったために発生した事案です。

2点目は、流出した個人情報です。保護者の氏名、住所、銀行名、支店名、 口座番号、印影、児童氏名です。

区の対応です。流出した該当者等への事故報告と謝罪をまず行いました。連絡者からの連絡を受けて、担当係長が直ちに連絡者のもとへ伺い、謝罪し、混入した口座振替依頼書を確認し、回収を行いました。それを区役所に持ち帰った後に、所管課長及び担当係長が、混入した口座振替依頼書の対象者宅に赴き、事故の経過を説明の上、謝罪いたしました。委託事業者については、事故発生の原因調査及び再発防止策を講ずるよう指示し、この日は金曜日でしたので、月曜日に来所させ、その報告をさせております。

報道機関への情報提供ですが、5月26日当日の午後7時半頃、広報課を通じ、 報道機関に対して事故について情報提供を行いました。

再発防止策等です。委託事業者において、クリアファイルにとじる作業者と 点検者による点検を別々に行うことで、件数確認を徹底すること。また、受取 時の件数と、発送件数の照合を正確にきっちり行うこと。また、発送物の重量 を計測し、疑義がある場合は責任者への報告を行い、必要があれば開封して点 検を行うことといたしました。なお、本日も当事業者とミーティング等を行い ましたけれども、引き続き研修ならびに事故防止に向けての徹底したマニュア ルの作成等を行っているということです。

## 高齢者在宅支援 課長

感震ブレーカー設置委託リスト及び家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画書の紛失について御報告させていただきます。その前に、本件の紛失事故については利用者の方、関係の方々に大変多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

概要について報告いたします。防災課のほうでは、区内の災害時火災危険度の高い地域に対し、感震ブレーカー設置支援事業を行っております。高齢者在宅支援課では、区内の65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、家具転倒防止器材の取付を行い、震災時の対応を行っています。両事業については、区内の建設業を営む事業者団体に設置・取付を委託していて、会員が設置・取付を行っています。この会員が、平成29年6月12日にバイクで移動中に、設置・取付を行う対象者の個人情報の記載された書類を紛失したことを、翌13日の朝に気が付き、団体責任者を通し、警察に紛失届を提出した後、前日の移動経路を捜索したが、見つかっていないということです。

紛失した個人情報は、感震ブレーカー設置委託リスト、これは1枚ですが、中に26名分の記載がありました。リストに記載された個人情報は氏名、住所、電話番号、家の所有状況です。

家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画書については、8名分の計画書です。 計画書に記載された個人情報は、氏名、住所、電話番号、家の所有状況です。

家具転倒防止器具取付見取図とありますが、これについては設置が行われた後、 簡単な設置箇所の見取図を書いてありますので、室内の見取図ということで、 この8名分のうち3名分の記載がされたものがありました。 区の対応です。事故の公表と謝罪については、6月13日に報道機関への情報 提供を行うとともに、上記のリスト及び調査書兼実施計画書に記載された計34 名に対し、謝罪と経過説明を行い、6月15日までに完了しました。 再発防止策等です。再発防止に向け、団体は会員に対し、今回の事故につい て周知し、情報資産の適切な管理を促しました。個人情報の研修については毎 年実施されているところですが、この事故を踏まえ、団体はすぐに6月26日に 個人情報保護の研修を行い、研修を受講した会員のみに仕事を依頼するように し、個人情報保護の徹底を図るということを対策としております。 会長 ただいま2つの一般報告がありましたが、何か御質問はありますか。 委員 2つのことについて質問させていただきます。質問の前に、こういった誤送 付や、紛失というのが毎回毎回この審議会で報告されて、毎回毎回全庁的に対 応しますというように言われるのですけれども、やはり発生するというのは、 毎回この審議会に参加し、改善を求めている立場として、すごくショックを受 けております。 前回の議事録を見ると、ダブルチェックができていなかったという誤送付の 問題で、ルールが徹底されているのか、ルールがリスクを回避するものになっ ているのか、そういう部分を見直してもらいたいという話をさせていただいた ときに、情報政策課長から、ルールは示しているけれども、きちんと守られて いなかったということなので、今後の追跡調査も含め、きちんとルールが守ら れているかどうか、こちらとしてもチェックするような体制を整えてまいりた いと思います、というお答えを頂いています。 正直その審議会があってからすぐに、こういう誤送付が発生している。実際 に全庁的なチェックをするような体制をどのように整えてきたのか、まず確認 させていただきます。 情報政策課長 こういう事故が一向に止まずに、起きてしまったことは大変な事態だと認識 しております。全庁的に副区長からも依命通達があり、こういうものの再発防 止を徹底するようにという趣旨でした。情報政策課としても、こういう事故に ついては、まず再発防止策の策定に当たり、情報政策課がきちっと目を通し、 確実な実施が図れるかどうか。また、具体的にいつどこでダブルチェックをす ることが図れるかどうかという点を確認し、所管課のほうにアドバイスをして、 再発防止策を作成することを実施しております。 実際に再発防止を実施した後、1か月ぐらいたってから内部監査と言います か、私どものほうで実際に所管課に出向き、ヒアリング等をかけて、どのよう に対応しているかを確認した上で、再発防止を徹底していこうということで、 前回の審議会の後にそういう体制を整えております。

委員

こういう誤送付や、紛失が発生した部署での再発防止策をしっかり検証していくというのは言わば当たり前のことです。そうではなくて、今まだ発生していない部署で今後発生するリスクはないのかどうなのかといった事前の点検も

	ужу по то
	必要だと思うのです。そういうことはやられているのでしょうか、それとも今
	後やっていくのでしょうか。
情報政策課長	内部点検ということで、各事務のほうでは年1回自己点検をやっていただき、
	その結果を踏まえて、危険性の高い所については、更にまた第三者点検という
	か、私どものほうで指導をする。年間5事務ですけれども、外部事業者を使っ
	て、システムを中心とした外部点検をやっております。年1回全庁対象の説明 
	会も行っていて、今年は8月7日と14日に4回にわたって、全庁の対象者を集
	め、十分情報セキュリティに対して注意喚起をしていきたいと考えております。
委員	昨年から3回にわたって、私も審議会の資料を見返して、何度も何度もこの
	誤送付が発生しているというところを見ると、年1回の注意喚起だけでは、も
	しかしたら足りないのではと思うところもあります。もう一度そういうところ
	を見直していただきたいと思います。
	それぞれ個別のことについて確認させていただきます。口座振替依頼書の誤
	送付についてです。そもそもこれは送付する前に、口座振替依頼書の管理自体
	が適切ではなかったという状況だった、というようにこの概要を読んで判断し
	ました。クリアファイルにとじ込んでというところで、なぜ別々の人のものが
	1つのクリアファイルに入ってしまったのかというところは、どのように分析
	されているのでしょうか。
子育て支援課長	事業者においては、一つ一つの書類というのは2枚重ねの薄い書類のもので
	すから、混入や紛失といったことがないようにクリアファイルにとじ込んでい
	たわけです。たまたま何かの拍子に、2枚重ねのものが1つ後ろにくっ付いて、
	それでクリアファイルに入ってしまったと。クリアファイルは透明ですので、
	クリアファイルから出すことなく、いろいろな入力作業をして、最後に出して
	郵送するというような手順を採っています。そういう中で、最初にクリアファ
	イルにきちんと一つ一つ入っているかというチェックが足りなかったというこ
	と、それから受取の確認と、発送の数の確認がきちんとなされていなかったと
	いうことが、今回の発生の原因と考えております。
委員	今回は誤送付ということでこの事象が現れてきました。そもそも1つのクリ
	アファイルの中に2件分入っていたということは、その裏に付いていた口座振
	替依頼書というのは、何の処理もされていなかったということですよね。その
	点でもとても問題があることだと思うのです。口座振替依頼書が届かなかった、
	本来届けなければいけないのだけれども届かなかった人がここで発生している
	わけです。これは誤送付があったから、誤送付を受けた人が区に通報したから
	わかったことですけれども、本来区側から委託業者に依頼して、処理をしなけ
	ればいけないという人数の仕事がされていなかったという問題もここに出てく
	るのです。そこの部分を確認する手立てとか、そういうのはないのでしょうか。
子育て支援課長	これについては、まず銀行に口座振替依頼書を提出いたします。今回の書類
	については、その依頼書に不備があったために、もう一度その方に戻すという
	作業の中で、区に1回戻していただいて、区からまた委託事業者に戻すという
	ことで、銀行でのチェックはできていました。ところが、区から委託事業者に
	戻したところの件数と、委託事業者が最終的に発送した件数というのは、最終

	的には違っていたということが確認できました。そういうことで、そういう確
	認がきちんとできていなかったところがあります。
	依頼書がきちんと届かなかった所の方については、正規のルートでの手続が
	できなかったものですから、こちらのほうで手処理で納付書を作って、きちん
	とお金を支払っていただき、期限に有償の応援券が届くよう手配いたしました。
 委員	再発防止策のほうで、今回のクリアファイルにとじ込む作業で、別の点検者
	が点検を行うダブルチェックを行うというようになっています。その発送のと
	きに、封入したものが正しいものなのか、宛先の方以外の書類が入っていない
	   かとか、そういうのを確認するようなチェックを今後は行わないのでしょうか。
子育て支援課長	今後は、そういうチェックも行っていくということです。特に今回の事象だ
	と、口座振替ができなかったということで、枚数的にはそんなに多くはありま
	せんので、その辺はきちんとチェックしていきたいと考えております。
委員	わかりました。しっかりと対応していただきたいと思います。
	感震ブレーカー設置委託リスト及び家具転倒防止器具取付調査書兼実施計画
	書の紛失について確認します。今回紛失されたリストというのは、紙で1枚プ
	リントアウトをして、それをケースに入れず紙状態で、裸の状態で持ち歩いて
	いて紛失されたのでしょうか。
高齢者在宅支援	書類自身はクリップボードに束ねてピンで止めていました。留守の御自宅に、
課長	来ましたという名刺を入れていくのに、その書類を使って確認をして、入れて
	戻ったときに、その書類を通常は、バイクに鍵をかけて入れるボックスがある
	のですけれども、そこに入れる、入れたつもりになっていたものが、多分上に
	乗せたまま、バイクを発進させてしまって、その経路の中で落ちて、紛失した
	という状況です。
委員	先ほど別の諮問事項で、訪問をする際に紙媒体はケースに入れて、かばんは、
	チェーンで、たすきがけで、体から離れないように対応するという話もあった
	のですが、そういう対策を今後は取らないのでしょうか。
高齢者在宅支援	こちらの団体と、覚書という形で、具体的な対策についてお互い交わしたと
課長	ころです。クリアファイルなりクリップボードに止めた後、かばんに入れて持
	ち運びを行うということも含め、覚書にしております。またバイクについては、
	書類をしっかり入れたかというようなステッカーを貼って、目に付くようにし
	て、必ず入れることを実施していただく。もちろんその書類を渡すときについ
	ても、口頭ですけれども、必ず個人情報に気を付けろよということも含めて実 
	施していただくような覚書を交させていただいています。
委員	対策としては少し弱い気がします。かばんに入れるように覚書をと言っても、
	物理的にかばんから離れてしまう。そうしたら、相手方に訪問したときの玄関
	先に置いてきてしまったとか、バイクの籠の上に置いてそのまま出発してしま
	ったということもある。物理的に体から離れないとか、鎖やひもでつなげてお
	くといったところまで対策を検討していただかないと、また発生するのではな
	いかと思ってしまいます。これは要望としてお願いします。
	もう1つ、こういった報告を一般報告という形で受けているのですけれども、
	それぞれ概要があって、紛失した個人情報があって、区の対応という形で再発

	防止とあります。ずっとこういう報告を見ていて、そもそも原因という項目が
	ないのをちょっと疑問に思っておりました。なぜこういう事態になったのかと
	いう原因分析をもっと明確にして、わかりやすくここに書いていただきたいと
	要望します。また、そういうことが明確に項目として立てられることによって、
	庁舎内でも、そういう原因を全ての職員にわかりやすく説明できるのではない
	かと思います。この点は報告の仕方について要望させていただきます。
会長	要望が含まれた意見が出されましたので、事務局のほうで御検討ください。
	はい、どうぞ。
委員	口座振替依頼書誤送付についてです。事故の説明と、今の質疑応答を聞いて
	いて経過はわかりました。仮にこれを外部委託せず、区のほうで処理を行って
	いたら、このような事故は発生したと思いますか。
子育て支援課長	細心の注意を払って実施しますので、発生は限りなく少ないというふうに考
	えております。
委員	この委託業者に対しての区の対応として、再発防止策を講ずるよう指示した
	とあります。そもそも委託業者自体が、しっかりとした業者なのかどうか、今
	後もやっていけるのかどうかという検討をされたのかどうか。また、それに値
	しなかったのかどうか、その点についてお聞かせください。
	情報政策課のほうに質問です。様々なケースを外部委託しているかと思いま
	す。このような事故等に対して、その委託契約の内容を知り得ませんけれども、
	何らかの見直し、処分といったものの指針があるのかないのか、その点につい
フォイナは当日	てお聞かせください。
子育て支援課長	まず1つ目の質問についてです。委託業者については、こういう事案を発生
	させてしまったことについて、非常に深く反省しています。早速原因の追究の
	ミーティング、研修、定例的な教育訓練というものを行って、再発防止策に取
	り組んでいると報告を受けております。今後も、十分委託に耐え得る事業者と
	いうふうには考えております。
情報政策課長	最初の御質問について、原因の分析ということでこちらの報告に明記すべき
	という御指摘がありました。こちらについて、今は1の概要の中で述べている
	ところですが、御指摘のとおり明確にすることも必要かと考えております。子
	細についてはまた検討した上で対応してまいりたいと考えております。
	2つ目の外部委託に関するペナルティと言いますか、そういう対応があるの
	かという御指摘でした。あくまで契約にのっとって対応するものです。契約の
	仕様書として、こちらに簡単に10項目ということで○を付けるようになってい
	ます。その中身というのは、「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイド
	ライン」が平成18年から定められております。この中で、様々な制約を記載し
	ております。事故発生時の報告であるとか、立入調査という項目があります。
	もちろんその結果、十分な対応が得られない場合には契約解除ということも当
	然あるかと考えています。あくまで契約に基づいて対応しているものですので、
	ペナルティについては、その契約の中で記載されると考えております。
委員	外部委託自体が、この事故を引き起こすということも考えられるかと思いま
<i>≯</i> ✓	す。そうかといって様々な業務が多く出ている中、外部委託も必要ということ
	10 こうゅこいうでは、は未切が多く叫くいるエンが即安止も必安ということ

	は承知しております。外部委託に関して、事業者の選定等、また対応について
	は徹底した管理を行っていただきたいという要望をさせていただきます。
委員	口座振替依頼書の誤送付についてです。重大な個人情報が流出したというこ
女只	とで、すぐに所管課長及び担当係長が謝罪をした。委託事業者は謝罪に行った
	のですか。
 子育て支援課長	がでする。 所管の事業を実施している主体は区ですので、まず私どもが謝罪に行かせて
J 月 C 又1灰 床 区	いただきました。委託事業者については、原因の究明と再発防止策を徹底する
	ように指示しました。
委員	もちろん区が第一義的な責任を問われるわけです。今後も委託事業者に、先
安貝	ほどの答弁にあったように続けてやっていただくということであれば、やはり
	実際に重大な個人情報が流出したと。その流出された方の生の御意見を、厳しい御意見な、東世子自体がしょかりは区ははよどのはるこれは、西ではないか
	い御意見を、事業者自体がしっかりと区とともに受けることも必要ではないかし、思いますが、いかがですか。
フ女子士松細目	と思いますが、いかがですか。
子育て支援課長	委員がおっしゃるとおり、事業者についても、こういう事案が発生すること
	によって、どれだけ区の信頼が失われるかということを実感していただくため
	にも、そういう場面も必要かと思います。今回については、事業者に再発防止
	策と原因究明を、まず優先させて指示しました。今後もこういうことがあった
T. D	場合は、そういうことも検討していきたいと考えております。
委員	この事業者との契約期間はいつまでありますか。
子育て支援課長	単年度契約ですので、1年ということになっております。ただ、近年の状況
	では継続して契約の業者になっているということです。
委員	単年度契約であれば、この事業者を排除しろというわけではないのですが、
	重々お考えいただいた上で、区民の大事な個人情報を扱っているということで、
	他の事業者の方々への1つの周知をする意味でも、区のしっかりとした態度を
	望みたいと思います。
	もう一点は、感震ブレーカー設置委託リストの紛失の関係です。「家の所有状
	況」という文言があるのですが、具体的に何のことですか。
防災課長	「家の所有状況」というのは、持家か賃貸かという区別です。
委員	これも同じく区の対応の中で、「計34名に対し謝罪と経過説明を開始し」と
	書いてあります。先ほどの場合には誰が行ったかというのが書いてありました。
	今回は、謝罪と経過説明は誰が行ったのですか。
高齢者在宅支援	私どもも同様に、区の委託事業ということなので、区が謝罪をしました。
課長	
委員	先ほどは、所管課長及び担当係長が、要は責任者がきちんと対応したという
	ことですが、誰がやったのですか。
高齢者在宅支援	素早くということもあったので、職員も含めて手分けして、早急におわびを
課長	させていただいた状況です。
委員	先ほどの場合には、直接御自宅に伺って謝罪をしたということなのかと思っ
	たのですが、今回の場合には電話ですか、それとも伺って34名の方に謝罪をさ
	れたのですか。
防災課長	初めに電話をおかけして、アポイントを取らせていただいて、その時点で、

	「家に来るまでには及びませんよ」とおっしゃられた方には電話で謝罪をいた
	しました。「家に来てもらって構わない」という方については、御自宅に伺って
	謝罪をしました。
委員	何名に直接行かれましたか。
防災課長	すみません、そこの数字は手元に持っておりません。私の記憶では、3分の
	2ぐらいは伺ったと覚えています。
委員	やはり、このように重大な案件ですので、こういうのを報告書には、先ほど
	のように誰が、いつという形で、より細かくきちんと提示していただく。それ
	が、今後他の場合にも生かされていくと思いますので、丁寧な御報告をお願い
	できればと思います。
委員	関連事項なのですが、資料1の17ページの欄外に3つのセキュリティが書か
	れています。人的なセキュリティ、故意ではなくて、過失というか、たまたま
	ということなのでしょうけれども、ここにはしっかりと「罰則等のルールを設
	けることによる抑止や」という文章が載っています。結果的に今は間違いを正
	す、あるいは謝りに行くということがあるのですが、その原因の人なり組織な
	りに対して、どのような罰則をしたのかということがあるのであれば、その次
	からはその内容の報告はこの審議会に出すべきではないかと思います。
会長	今の罰則の関係で事務局のほうから何かありますか。
情報政策課長	先ほど申しましたように、基本的にはガイドラインに沿って契約を結んでい
	ます。損害賠償や、契約不履行で解除という事案が、実際にあった場合には記
	載するようにするということで進めたいと思います。
会長	報告事項に対する御質問が大分長くなりましたので、この辺で打ち切らせて
	もらいたいと思いますが、まだありますか。
委員	先ほど委員から、委託事業者が起こした事故の場合に、委託事業者にも直接
	区民に謝罪させたほうがいいのではないかという御意見があったかと思いま
	す。それはその委員の御意見として尊重したいと思うのです。私としては、外
	部委託事業者が事故を起こした場合でも、区が謝罪するべきであって、そこの
	所に事業者を連れて行って謝罪させるというようなことは、しないほうがいい
	のではないかと思います。ただ繰り返しますが、先ほどの委員の御意見も1つ
	の意見として尊重しますが、一応別の考え方もあるということで意見だけ残さ
	せていただければと思います。
会長	そういう意見があったということで、議事録に残ると思います。それでは、
	この報告事項2件については了承とさせていただきたいと思いますが、いかが
	でしょうか。本件は了承といたします。議題は以上です。
	その他何かありますか。
委員	2 つだけ簡潔にやります。 1 点は、審議会でこのように配布された資料が非
	常にたくさんたまっています。例えば、会計処理などでは5年間保管とか、い
	ろいろなものがあると思うのです。たまりすぎて古くなったものを処分するの
	に、規約上こうしないと駄目だとか何かあるのでしたら教えてください。
	2点目は、防犯カメラの所で、資料1の45ページに自分たちの該当する商店
	街振興組合法という問題が、第4条から羅列されています。防犯カメラ管理責

	任者と、あと防犯カメラ取扱者の定義がわかったら説明してください。
情報政策課長	文書の扱いなのですけれども、基本的に審議会は公開が原則です。特に記載
	内容で個人情報等は含まれておりませんので、処分については特に問題はない
	かと思います。保存年限については、もちろん所管のほうでは決めております
	が、それぞれ個人の管理される資料については御自身で廃棄していただければ
	結構です。
	防犯カメラの定義については今すぐにはわかりませんので、後ほど調べて次
	回にでもお答えしたいと思います。申し訳ございません。
委員	もう一度確認しますが、処分するときには、破いたりも何もしないで、家庭
	ゴミと同じような形で袋の中に放り込んで捨ててもいいということですね。
情報政策課長	可能ならば、こちらの公開されているものと非公開のもの、非公開のものは
	特にありませんが、ここで審議された内容については、必ずしも全ての区民に
	公開されているものではありません。特に今回お示しましたマイナンバーの関
	係の情報セットであるとか、そういうものはセキュリティにも関わるものです
	ので、可能であればシュレッダー等をしていただければ有り難いと存じます。
会長	シュレッダーという話がありましたけれども、皆さんがシュレッダーを持っ
	ているとは限らないので、それに近い処分の仕方をお願いします。
委員	今の点でよろしいでしょうか。審議会の条例の中に守秘義務が記されている
	と思うのですけれども、これとの整合性を知らせていただけますか。
情報政策課長	こちらは、個人情報にわたる情報についてここで話し合われた場合に、議事
	録については伏せ字で書くこともあろうと思います。この中で個人情報等が話
	題になった場合、また特に機微な情報セキュリティについてここで話し合われ
	た場合については非公開。場合によっては、あらかじめ会議を非公開にするケ
	ースもあります。特に機微なセキュリティについて話し合う場合には、事前に
	非公開ということもありますので、そういう場合の守秘義務ということで記載
	しているものです。
委員	非公開の資料に関しても、守秘義務はないというように理解してよろしいの
	ですか。
情報政策課長	非公開資料がもしあった場合には、最後に回収させていただくということで
	取り扱っています。今回はお名前が記載された議事録をお配りしております。
	基本的には非公開のものは回収すればいいのでしょうけれども、一応委員の皆
	様方にも守秘義務があり、お配りしたままにしておりますので、そういうもの
	は非公開で取り扱っていただければと思います。
委員	先ほど他の委員から、どうしたらいいのだというお話がありました。基本は
	委員の責任において処分するのでしょうけれども、区役所には立派なシュレッ
	ダーがありますので、そういうお申し付けを頂ける場合には、事務局がお預か
	りをして、家庭ゴミではなくて、区がシュレッダーをすればいいのではないか
	と思いますが、いかがでしょうか。
情報政策課長	委員御指摘のとおり、こちらにお持ちいただければ、こちらで適切に処分い
	たしますのでお持ちください。
会長	持込みの手間はかかるかもしれませんけれども、区のほうで処分するそうで

	す。他に事務局のほうから何かありますか。
情報政策課長	確定版の会議録の配布です。本日確定いたしました平成29年度第1回審議会
	の会議録ですが、事務局からお配りいたしますのでお受け取りください。これ
	は、お名前を消したものです。
	次に次回の審議会の日程です。次回の審議会は平成 29 年 10 月 27 日金曜日、
	午後2時からを予定しております。場所は西棟6階の第5・6会議室を予定し
	ております。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	以上で平成29年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたし
	ます。本日は御協力を頂きましてありがとうございました。